

2021 年 8 月 3 日

「LT 会」会報第 21-9 号（総 219 号）

LT グループ

非貿易送金における税務処理

中国国内企業の対外取引が増加するなか、ますます多くの企業が外国等から役務、技術、商標使用権を導入するようになり、資金借入、投資等、資金移動のための対外送金が拡大しています。ただし、これら非貿易送金業務においては、中国の税務関連法律及び中国と他の国・地域との間で締結した租税条約、税収取扱規定に基づき、支払者に関連源泉徴収の履行義務があります。本会報では非貿易送金の法的根拠及び適用ケースを紹介し、企業の財務税務リスクを効果的に回避できるようにします。

一、非貿易送金の概念

「非貿易」とは「貿易」に対する言葉である。「貿易」は実物取引のことであり、国際間の商品流通貿易を指す。これに対して、「非貿易」は物を伴わない貿易であり、例えば技術譲渡、特許権使用、役務サービス提供等々がその範疇に入る。中国側企業からこのような非貿易の受入等により、国外への送金及び一部資本の対外送金が必要となる場合、非貿易送金（中国語では一般に“非贸付汇”と略す）と表現する。

二、非貿易送金のケース別課税方法（備考：企業間非貿易業務のみ）

税 種	納税方法及び注意事項		参考文献
企業 所得 税	源泉 徴収	ケース 1：非居住者企業が株式利益、利息、特許権使用料、財産譲渡、不動産賃貸料等の収入を取得。 税率：10%又は租税条約低税率。即ち非貿易所得総額に応じ、税率 10%或いは租税条約低税率を適用し、企業所得税を納める。	国家税務 総局 2017 年第 37 号
	指定 徴収	ケース 2：非居住者企業が工事業務又は役務類収入を取得（コンサルティング、技術サービス、設計等）。 税率：25%。主管税務機関は業務の種類に応じ、15%-50%の利益率を認定する。 ① 工事請負、設計及びコンサルティングサービスに従事する場合の利益率は 15%-30% ② 管理サービスに従事する場合の利益率は 30%-50% ③ その他役務又は役務以外の経営活動に従事する場合の利益率は 15%を下回らない。	国税発 〔2010〕19 号第五条
増値 税及 び附 加税	① 業務の合理性と真実性に基づき、作業量、作業時間、役務原価等を考慮して、国内役務の割合を判断する。具体的な詳細は主管税務機関に問い合わせることができる。 ② 具体的な税額は税金負担方法に応じて計算し、実際の送金金額は税金負担方法によっても異なる。税負担については事後に誤解を生じないよう契約締結時に契約者間で明確に取り決め、納税申告、送金手続きの効率を高めるようにしておく。		



LT GROUP

SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

	参考までに税金負担方法別に課税所得額と実際対外送金額を下表(1)に示す。	
--	--------------------------------------	--

表(1) 仮定：契約額 10 万元、指定徴収、推定利益率 40%、国内役務割合 100%。				
税金負担方法 項目	全部税金 国外負担	全部税金 国内負担	増値税及び附加 税を国内負担 企業所得税を国 外負担	企業所得税を国内 負担 増値税及び附加税 を国外負担
課税所得額	10 万 / (1+6%) =9.43 万元	10 万 / (1-40%× 25%-6%×12%) =11.20 万元	10 万 / (1-6%×12%) =10.07 万元	10 万 / (1-40%×25%+6%) =10.42 万元
企業所得税 25%	0.94 万元	1.12 万元	1.01 万元	1.04 万元
増値税 6%	0.57 万元	0.67 万元	0.60 万元	0.63 万元
附加税 12%	0.07 万元	0.08 万元	0.07 万元	0.07 万元
税金合計	1.58 万元	1.87 万元	1.68 万元	1.74 万元
海外送金金額	8.42 万元	10 万元	8.99 万元	9.3 万元
支出総額	10 万元	11.87 万元	9.66 万元	10.34 万元

三、非貿易送金の取扱手順

1	契約締結	・税金負担方法について、契約上取決ておき、税金を代納する際に双方が責任を押付け合うことなどにならないようにする。 ・契約の届出に際し、要求が制限される場合を考え、契約締結の日時を慎重に記入し、契約届出が遅れないようにする。 ・日常業務の場合、金額の大きいオープンエンド契約にし、重複届出を避ける。
2	契約届出	・国家税務総局公告 2017 年第 37 号文にて源泉徴収契約届出制度を全面的に取り消し、源泉徴収事項を事前届出から事後監督とする。納税者は契約届出の前に判断し、契約を指定徴収にするか源泉徴収にするか区別する。源泉徴収契約の場合、当該手順を省略することができるため、関連資料を保存する。 ・届出期間が契約締結後 30 日以内の場合、電子税務局で「国内機構及び個人の発注工事業務又は役務業務の届出」を作成し、発注者と国外請負先の関連情報を記入して、契約書をスキャンしてアップロードする。30 日を過ぎると罰金を課される場合がある。現在、上海の罰金は一回 2,000 元。罰金処分は納税信用等级にも影響する。
3	納税申告	・課税判定後、「源泉徴収、源泉納付税金明細報告表」を作成、増値税及び附加税（必要な場合）の納税申告をし、「中国企業所得税納税報告表」を作成して、業務の具体的状況に基づき、「指定徴収」か「源泉徴収」かを選び、企業所得税の納税申告をする。
4	送金届出	・5 万米ドル以上の非貿易送金項目は支払い前に電子税務局で「サービス貿易等の対外送金税務届出」を作成する。



5	銀行振込	・送金税務届出が完了したら、銀行の要求に従い、送金届出表、契約書、納税完了証明書等必要書類を持参の上、銀行で振込みをする。
---	------	---

四、その他関連事項

1. 源泉徴収した企業所得税の企業所得税税引前控除

- ・国内企業が国外企業のために源泉徴収した企業所得税は企業所得税の税引前控除が可能か否かの問題について、【企業所得税法实施条例】第二十七条に、【企業所得税法】第八条にいう関連する支出とは、収入取得に直接関係する支出のことを指す。【企業所得税法】第八条にいう合理的な支出とは、正常な生産经营活动に見合った当期損益又は関連資産原価に計上すべき必要かつ正常な支出のことを指す。従って、国内企業が国外企業のために源泉徴収した企業所得税の実際の負担者は国外企業であり、収入取得とは直接関係のない支出となるため、税引前控除はできない。
- ・控除できる方法としては、双方の契約及び Invoice を相手方の純収入から税込金額に変えたうえ、企業所得税を源泉徴収することができる。

2. 源泉徴収した増値税の控除

- ・財税〔2016〕36号文件により、外国法人又は個人から役務、無形資産又は不動産を購入し、税務機関又は納税義務人が取得した完税証明書に記された増値税額は、売上税額から控除を許容される。
- ・但し、「貸金サービス」の購入において源泉徴収した増値税は、売上税額から控除することができない。

以上